# 令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会 第2回滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事録

開	催 日 時 令和 5 年 10 月 10 日 (火) 9 時 22 分 ~ 11 時 40 分						分	
開	催	場	所	滋賀労働局 共用会議室				
出	席	状	況	公益代表委員	出席2人	(定数3人)		
				労働者代表委員	出席3人	(定数3人)		
				使用者代表委員	出席3人	(定数3人)		
				事務局	4人			
	席		者	公益代表委員	片山 聡	平井建志		
出				労働者代表委員	池内正博	鈴木敏和	松井大介	
				使用者代表委員	佐々木浩介	西田保夫	三浦浩明	
				事務局	中井労働基準	中井労働基準部長、口賃金室長、		
				辰已賃金指導官、浜口労働基準監督官				
主	要	議	題	・滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(金				
				額審議)				
議	議事		録	別紙のとおり				

## ○事務局(室長)

ただ今から、「令和5年度 第2回 滋賀県自動車・同附属製品製造業最低賃金専門部会」を開催します。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうご ざいます。

本日の委員の出席状況について、報告します。

公益代表委員 2 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名の計 8 名の出席です。なお、公益側代表の松田委員は、事前の連絡によりご欠席です。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条 第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専 門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金 審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三 者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項 により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することと なります。

よって、同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、片山部会長にお願いします。

## ○部会長

おはようございます。

第2回目の専門部会となりますので、全会一致で結審いただけるよう、皆様、 ご協力、よろしくお願いいたします。

本日は、事務局から資料説明等をしていただいた後、前回に続き、個別協議を

進めて行きたいと思います。

それでは、事務局は、資料の説明をお願いします。

## ○事務局(指導官)

本日お配りしております資料につきましてご説明申し上げます。

資料 No. 1 は、令和 5 年度 特定(産業別)最低賃金結審状況(自動車・同附属品製造業関係)となっております。

10月6日現在で、秋田局、埼玉局、静岡局、愛知局、大阪局、兵庫局、福岡局の7局で結審しているという状況となっております。なお、愛知局は6条5項の適用をしていませんので、専門部会でのみの結審となります。

本日の資料は以上でございます。

# ○部会長

ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんでしょうか。

## ○各委員

[質問等上がらず]

## ○部会長

特にないようですので、議題の「滋賀県自動車・同附属製品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

それでは、前回に引き続いて、労・使に分かれて、個別協議を行います。

まず、労働者側から協議を行いたいと思います。検討の時間は、どのくらい必要でしょうか。

## ○労働者代表委員

25分いただけますでしょうか。

## ○部会長

それでは、9時50分から労働者側との個別協議始めます。 控え室について、事務局から説明してください。

## ○事務局(室長)

個別協議に当たりまして、労働者側は4FのTV会議室を、使用者側は5Fの労働基準部長室を用意しております。

辰已指導官が労働者側代表委員を、浜口監督官が使用者側代表委員をご案内いたします。

## ○部会長

では、ここから休会といたします。

委員の皆様、控室にご移動をお願いいたします。

## 【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

## 【専門部会再開】

## ○部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側としては、「自動車産業が滋賀県においても非常に重要な産業であるということ、 人件費というのは投資の意味合いもあり、また、優秀な人材を確保するという意味でも非常に重要なものである。」といったご主張がありました。 使用者側からは、「自動車メーカーについては回復しているという状況にありつつも、価格競争に晒されていて価格転嫁がなかなかできない中小企業といったところは、やはり回復が鈍く厳しい状況に引き続きある。そういった中で、特定(産業別)最低賃金というものは中小企業等を見据えて議論していく必要がある。」といったご主張がありました。

ということで、本日のところは合意に至りませんでした。

次回は、第3回専門部会となります。全会一致による金額決定を目指し、労・使ともご協力をお願いいたします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めたいと思いますので、よろしくお 願いします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

# ○各委員

〔意見等上がらず〕

## ○部会長

ございませんか。

最後に事務局から何かありますでしょうか。

## ○事務局(室長)

最終の第3回の専門部会は、10月26日(木)午前9時30分から、この場所、6階の滋賀労働局共用会議室で開催いたします。お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いいたします。

## ○部会長

次回が最後の専門部会となりますので、全会一致に向けた歩み寄りをいただき

ますよう、よろしくお願いします。

これで、「第2回 自動車・同附属製品製造業最低賃金専門部会」を終了します。 お疲れ様でした。